

大阪市告示第733号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年5月29日

大阪市長 横山英幸

| 施設名     | 年 月 日        | 供用時間             |
|---------|--------------|------------------|
| 大阪市立修道館 | 令和8年6月6日（土）  | 午前9時から<br>午後7時まで |
|         | 令和8年6月13日（土） |                  |
|         | 令和8年6月20日（土） |                  |
|         | 令和8年6月27日（土） |                  |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）